

長湫地区北部自治会連合会規約

目 次

第1節 総則	第1条(名称)
	第2条(目的)
	第3条(構成)
	第4条(事業)
	第5条(自治会の協力義務)
	第6条(入会、退会)
第2節 役員	第7条(役員)
	第8条(役員の任期)
	第9条(役員の職務)
	第10条(役員報酬)
第3節 会議	第11条(会議)
	第12条(役員会)
	第13条(定足数及び議決)
	第14条(議決事項)
	第15条(理事会)
	第16条(定足数及び議決)
	第17条(議決事項)
第4節 会計	第18条(会計年度)
	第19条(収入)
第5節 雑則	第20条(委任)

別表 1	「加入自治会一覧」
別表 2	「地区担当役員の対象地区」
別表 3	「役員報酬一覧」

《参考資料》

- ・『別の定め』（平成29年3月19日 理事会議決）
- ・『長久手市民憲章』

第1節 総 則

(名 称)

第1条 この会は、「長湫地区北部自治会連合会」(以下「連合会」という。)と称し、事務所を当分の間、会長宅に置く。

(目 的)

第2条 連合会は、長久手市民憲章に則り地区内自治会の自主的活動を尊重し、各自治会相互の協力、協調のもと、地域の防災、防犯、生活環境の向上などに努め、安心・安全で豊かな地域コミュニティの形成をはかり、もって地域の発展に寄与することを目的とする。

(構 成)

第3条 連合会は、前条の目的に賛同し連合会に加入した、北小学校区内の別表1に定める自治会(以下「自治会」という。)をもって構成する。

(事 業)

第4条 連合会は、第2条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会活動の活性化に関すること。
- (2) 住民相互の親睦に関すること。
- (3) 自治会活動等の調査に関すること。
- (4) 行政、他自治会連合会及び各種団体との協同に関すること。
- (5) 文化の継承、保存に関すること。
- (6) 各種団体への助成及び支援に関すること。
- (7) その他、地域の発展に寄与するために必要な事業

(自治会の協力義務)

第5条 自治会は、連合会の事業に積極的に協力しなければならない。

2 自治会は、別に定める会費を、連合会に納入しなければならない。

(入会、退会)

第6条 連合会へ入会しようとする自治会は、その理由を明記した書面を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。退会しようとする場合もまた同様とする。

第2節 役員

(役員)

第7条 連合会に次の役員（以下「役員」という。）を置く。

- (1) 会長・・・1名
- (2) 副会長・・・2名
- (3) 会計・・・1名
- (4) 事務局役員・・・2名
- (5) 地区担当役員・・・4名
- (6) 理事・・・別表1に定める自治会の数
- (7) 書記・・・1名
- (8) 監事・・・2名

2 理事を除く役員は、別表2に掲げる地区ごとに1名ずつ推せんされた者、また、立候補あるいは役員から推せんされた者について、役員会で選出し、理事会において選任する。

3 理事は、自治会の会長とする。

4 前各号並びに次条から第10条までの規定にかかわらず、理事会が必要と認めるときは、顧問を置くことができる。また、当該顧問の、任期、職務及び報酬等については、理事会がこれを定める。

(役員任期)

第8条 理事を除く役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 理事の任期は、当該自治会長の任期とする。

3 前任者は特別の事情がある場合を除き、任期満了後も後任者が決定するまで職務を行うものとする。

(役員職務)

第9条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、連合会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- (3) 会計は、会計事務を処理する。
- (4) 事務局役員は、連合会における会議をはじめ、連合会事業全般の事務的業務を行う。

(5) 地区担当役員は、別表2に定める担当地区内の理事と協力し、当該担当地区内の取りまとめを始め、連合会事業の遂行をはかる。

(6) 理事は、自治会員に対し連合会事業の周知徹底を行うなど、当該事業の遂行をはかる。

(7) 書記は、連合会における会議の議事を記録する。

(8) 監事は、連合会の事業及び会計を監査する。

(役員報酬)

第10条 役員には、役員報酬として、年間あたり別表3に規定する金額を支払う。

第3節 会 議

(会 議)

第11条 連合会の会議は、役員会及び理事会とする。

(役員会)

第12条 役員会は、理事を除く役員で構成する。

2 役員会は、原則として、毎月開催する。

3 役員会は、会長が招集し、会長が議長となる。なお、構成員の過半数が役員会の招集を請求した場合には、会長は、速やかに役員会を招集しなければならない。

(定足数及び議決)

第13条 役員会は、構成員の半数以上の出席(委任状提出者を含む。)によって成立し、その議事は、出席者の過半数により決する。なお、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議決事項)

第14条 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議し決定する。

(1) 理事会へ提出する議決案件に関すること。

(2) 会務の執行に関すること。

(3) その他連合会の運営に必要なこと。

(理事会)

第15条 理事会は、役員をもって構成する。

2 理事会は、原則として、隔月ごとに開催する。

3 理事会は、会長が招集し、会長が議長となる。なお、構成員の過半数が理事会の招集を請求した場合には、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

(定足数及び議決)

第16条 理事会は、構成員の3分の2以上の出席(委任状提出者を含む。)によって成立し、その議事は、出席者の過半数により決する。なお、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(議決事項)

第17条 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議し決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (2) 収支予算及び収支決算に関すること。
- (3) 連合会の会費に関すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) 役員を選任及び解任に関すること。
- (6) 役員の報酬に関すること。
- (7) その他連合会の運営上特に重要な事項

第4節 会 計

(会計年度)

第18条 連合会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収 入)

第19条 連合会の収入は、各自治会からの会費、寄付金、補助金、その他の収入をもって充てる。

第5節 雑 則

(委 任)

第20条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮ってこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、平成29年2月26日から施行する。
- 2 平成21年4月5日施行の長湫地区北部自治会連合会規約は、廃止する。

附 則

- 1 長湫地区北部自治会連合会規約の一部を改正する規約は、平成29年7月16日から施行する。

附 則

- 1 長湫地区北部自治会連合会規約の一部を改正する規約は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

加入自治会一覧

番号	自治会名
1	長一
2	段の上
3	上川原
4	セントアース
5	セントハート
6	セントアイナ
7	下山
8	バンベール藤ヶ丘
9	丸山住宅
10	リビオガーデンズ
11	県営東原山住宅
12	ライオンズ第2
13	パレス藤ヶ丘
14	エスポアクレメント藤ヶ丘
15	センチュリースクエア藤ヶ丘
16	パークスクエア藤が丘
17	ライオンズマンション藤ヶ丘ガーデン
18	長六
19	グローリアス長久手図書館通り
20	ファミリー藤ヶ丘2番館
21	ファミリー藤ヶ丘3番館

別表2

地区担当役員の対象地区

地区名	自治会名
第1地区	長一
	段の上
	上川原
	セントアース
	セントハート
	セントアイナ
第2地区	下山
	バンバール藤ヶ丘
	丸山住宅
	リビオガーデンズ
第3地区	県営東原山住宅
	ライオンズ第2
	パレス藤ヶ丘
	エスポアクレメント藤ヶ丘
	センチュリースクエア藤ヶ丘
	パークスクエア藤が丘
	ライオンズマンション藤ヶ丘ガーデン
第4地区	長六
	グローリアス長久手図書館通り
	ファミリー藤ヶ丘2番館
	ファミリー藤ヶ丘3番館

別表3

役員報酬一覧

役職名	金額 (円)
会長	70,000
副会長	50,000
会計	30,000
事務局役員	20,000
地区担当役員	20,000
理事	10,000
書記	20,000
監事	20,000

《 別 の 定 め 》

平成29年3月19日 理事会議決

【連合会の会費について】

長湫地区北部自治会連合会規約第5条第2項に規定する、自治会が連合会に納入する会費は、年度ごとに、当該自治会を構成する世帯数に1,000円を乗じた額とする。

【決算の取り扱いについて】

収支決算は、2月末で仮締めを行い、3月分は見込みで計上した仮決算書を作成して理事会に諮る。なお、3月分が確定後、速やかに決算書を作成し、理事会で承認を得る。

【自治会から連合会への報告について】

各自治会は、毎年度当初に、次の各事項について連合会まで報告する。

- (1) 役員
- (2) 世帯数
- (3) 組数及び回覧物配付部数

